

奈良県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり名称の変更があった。

令和三年五月二十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

| 名 称 | | 所 在 地 |
|-----|---------------|-------------|
| 新 | 奈良セントラル病院 | 奈良市石木町八〇〇番地 |
| 旧 | 奈良リハビリテーション病院 | |